

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。  
令和8年6月23日

支出負担行為担当官  
九州管区警察局総務監察・広域調整部会計課長  
山口 義章

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名  
支出負担行為担当官  
九州管区警察局総務監察・広域調整部会計課長 山口 義章
- 2 競争入札に付する事項
  - (1) 業務名 除草作業（石垣）
  - (2) 業務内容 敷地内における除草、集草及び運搬処分
  - (3) 履行期間 契約締結日の翌日から 令和9年3月23日まで
  - (4) 業務場所 沖縄県石垣市桃里地内
  - (5) 入札方法等 総価入札、即時開札。（郵便による入札可）  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和7・8・9年度内閣府競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
  - (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、誓約書を提出し、当方の承認が得られた者であること。
  - (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4 契約条項を示し、入札説明書等の交付を行う場所及び日時
  - (1) 場所 〒812-8573 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
九州管区警察局総務監察・広域調整部会計課管財営繕係  
電話番号 092-622-5000
  - (2) 日時 令和8年6月23日から 令和8年7月6日まで  
（土、日及び祝日を除く 9時00分～17時45分の間）
  - (3) その他 3(3)における資格を証明する書類（写）、3(5)の誓約書（両面印刷）を持参すること。  
なお、電話受付後における入札説明書等の郵送可。
- 5 入札書提出期限及び提出先（当日参加業者においても事前提出とする。）
  - (1) 提出期限 令和8年7月7日（火）12時00分 まで
  - (2) 提出先 4(1)に記載のとおり
- 6 入札及び開札の場所並びに日時
  - (1) 場所 九州管区警察局 511会議室（福岡県警察本部庁舎5階）
  - (2) 日時 令和8年7月8日（水）10時00分
- 7 入札保証金  
徴収免除とする。
- 8 入札の無効  
本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。
- 9 契約書作成の要否  
契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

九州管区警察局総務監察・広域調整部会計課長 殿

## 秘密の保全に関する誓約書

件名        :   除草作業（石垣）  

貴局における表記件名に係る入札参加にあたり、秘密に属する仕様書等の内容について、「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び工事従事者の故意又は過失により秘密が漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和    年    月    日

会 社 名

代表者名

印

## 秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 入札書提出業者(以下「乙」という。)は、本業務に係る秘密の保全に関してはこの特約条項に定めるところにより、秘密保全に万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により警察の秘密が漏洩したときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

(下請負の禁止)

第2条 乙は、本業務を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負させるときは、その下請負先、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、発注者(以下「甲」という。)許可を受けるものとする。

2 前条の規定は、乙の下請負者について準用する。

(交付)

第3条 甲は、秘密に属する仕様書、図面、現場説明書等又は物件を乙に交付するときは秘密であることを明記するものとする。

(特定資料)

第4条 乙は、主たる契約の仕様書、図面、現場説明書等のうち、秘密の指定のある仕様書、図面、現場説明書等(電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。)を本業務に関係のない者に供覧し、又は漏洩してはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏洩してはならない。

(特定物件)

第5条 乙は、秘密区分の指定のある物件(以下「特定物件」という。)について、その保管中取扱いの慎重を期し、作業工程に関係のない者に供覧してはならない。

2 作業工程に関係ある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第6条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し又は特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようとするときは、あらかじめ甲の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影したときは、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第8条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示により、これらに秘密の表示、管理番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第9条 乙は、作業工程に関係のない者を、みだりに作業現場、倉庫等の施設に立ち入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて前項の施設に立ち入らせてはならない。

(特定資料の返納等)

第10条 乙は、特定資料及び特定物件を契約終了後、直ちに甲に返納し、提出し、又は廃棄しなければならない。

2 前項において、甲から承認を受けた場合は、契約終了後の保管機関を延長できるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

(検査)

第11条 甲又は甲の代理人は、必要があると認めたときは、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

2 前項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第12条 乙は、秘密の漏洩、特定資料若しくは特定物件の紛失又は破壊等の事故が発生し又はそれらの疑い若しくはその恐れがあるときは、適切な措置をとるとともにその詳細を、速やかに甲に報告しなければならない。